

第1章 航空交通事故の動向

1 近年の航空交通事故の状況

我が国における民間航空機の事故の発生件数は、平成22年は12件であり、これに伴う死亡者数は17人、負傷者数は3人である。近年は、大型飛行機による航空事故は、乱気流によるものを中心に年数件程度にとどまり、小型飛行機等が事故の大半を占めている。

航空事故発生件数及び死傷者数の推移（民間航空機）

年	区分	発生件数							死傷者数		
		大型飛行機	小型飛行機	超軽量動力機	ヘリコプター	ジャイロプレーン	滑空機	飛行船	計	死亡者	負傷者
		件	件	件	件	件	件	件	件	人	人
平成18年		3	3	4	2	1	5	0	18	4	10
19		5	3	4	7	0	4	0	23	10	25
20		3	6	2	3	0	3	0	17	7	10
21		6	2	1	7	0	3	0	19	9	7
22		0	4	2	4	0	2	0	12	17	3

注 1 国土交通省資料による。

2 各年12月末現在の値である。

3 日本の国外で発生した我が国の航空機に係る事故を含む（平成21年1件）。

4 日本の国内で発生した外国の航空機に係る事故を含む（平成19年1件、20年1件、21年3件）。

5 事故発生件数及び死傷者数には、機内における自然死、自己又は他人の加害行為に起因する死亡等に係るものは含まない。

6 死亡者数は、30日以内死亡者数であり、行方不明者等が含まれる。

7 大型飛行機は最大離陸重量5.7トンを超える飛行機、小型飛行機は最大離陸重量5.7トン以下の飛行機である。

2 平成22年中の航空交通の安全上のトラブルの状況

航空運送事業者における安全上のトラブル

我が国の特定本邦航空運送事業者（客席数が100又は最大離陸重量が5万キログラムを超える航空機を使用して航空運送事業を営む本邦航空運送事業者）における乗客死亡事故は、昭和60年の日本航空123便の御巣鷹山墜落事故以降発生していない。

我が国の航空運送事業者に対して報告を義務付けている事故、重大インシデントや安全上のトラブルに関する情報は、21年度に888件報告された。

第2章 航空交通安全施策の現況

1 航空機の安全な運航の確保

予防的安全行政への転換

事故等の発生を防止するため、事故、重大インシデントや機材不具合・ヒューマンエラー等の航空安全に係る情報の収集及び分析を行うとともに、有識者会議を開催し、安全性向上のために必要な対策等について審議・検討を行い、航空輸送の安全にかかわる情報として取りまとめ、広く公表を行っている。また、安全上のトラブル情報、検査・監査記録等を一元管理し、情報共有するなど予防的安全対策を推進している。

航空運送事業者等に対する安全対策

航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を高頻度で実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど航空会社に対する効果的な安

全監査を実施した。

また、平成18年10月より導入した「運輸安全マネジメント制度」により、事業者が経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国はその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を22年12月末までに延べ78社に対して実施した。

滑走路誤進入のトラブルに関する対策

滑走路誤進入対策として、管制指示に対するパイロットの復唱のルール化等、管制官とパイロットのコミュニケーションの齟齬の防止や、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備等、ソフト・ハード両面にわたる対策を推進している。

2 航空機の安全性の確保

航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

国際民間航空機関（ICAO）が定める標準の制定状況、航空機技術の進展等及び国産航空機の開発計画の進捗状況に対応した航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等の策定についての検討を進めている。